

意見書案第 9 号
令和 6 年 9 月 25 日

長岡京市議会議長

白 石 多津子 様

発議者 二階堂 恵 子
富 田 達 也
小 原 明 大

意見書の提出について

子どもの医療費助成への「ペナルティ復活」を行わないよう求める意見書（案）を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

子どもの医療費助成への「ペナルティ復活」を行わないよう求める意見書(案)

厚生労働省は2023年9月、18歳までの医療費助成を独自に行う自治体に対して国庫負担金を減額する措置の廃止を決定し、2024年度から実施されました。これは、全国すべての自治体が何らかの子どもの医療費助成を行うもとの、全国知事会をはじめ各界各層からの声を受けたものです。

しかし厚生労働省は6月26日、各都道府県の国民健康保険担当局に向け、「こどもの医療費の適正化等の取組」として、「外来医療費を無償化せず自己負担を設けている場合」や「無償化から窓口での支払いが必要な制度に変更した場合」などについて、2025年度から交付金に加点すると通知しました。

これは形を変えた「ペナルティの復活」であり、子どもの疾病の早期発見・早期治療へ向けた自治体の努力を抑制するものになりかねません。また、「こども未来戦略『加速化プラン』」のなかで「ペナルティ廃止は子育てに対する経済的支援」としたこととも矛盾するものです。

長岡京市も、子どもの健康の保持と増進をはかるため、子育て支援医療費助成制度を創設し、財政が厳しいもとでも段階的に拡充してきました。それは多くの市民から評価されています。

よって国におかれては、自治体の努力を抑制し、子育て支援に逆行する「ペナルティ復活」を行わないよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月25日

京都府長岡京市議会

宛先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣